

現場番号 00001

見本

令和〇年〇月 吉日

(2021年4月以降)

藤 沢 太 郎 様

## 土地境界確認についてのお願い

(立会依頼文書)

土地所有者  
(依頼者)

氏名 神奈川 一郎

住所 藤沢市辻堂新町二丁目3番13号

土地家屋調査士

氏名 内海測量建築設計事務所 内海 雅文

電話 (0466) 36 - 5786

この度、下記の土地を測量するため、関係者の立会を得て土地境界確認を致したく、つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、現地にて境界の立会をお願い申し上げます。

記

日時	令和〇年〇月〇日(〇曜日)〇時〇分頃 (希望)
場所	(所在地番) 藤沢市湘南一丁目1111番1 (住居表示) 藤沢市湘南一丁目1番1号 (別紙図面朱線の部分)

立会の日時は、こちらの都合(希望日)です。日程の変更が必要な場合には、お手数ですが、事務所まで、ご連絡をいただけるよう、よろしく申し上げます。

特にご連絡がない場合は、上記予定日にてお待ちしております。

悪天候による立会中止等の連絡を行えるよう事前にご連絡先をお知らせいただくと幸いです。

立会が速やかに行えるよう、事前に境界の調査・測量をさせていただく場合がございます。  
この場合、可能な限りご依頼者の宅地内で作業をするよう努めますが、やむを得ず、皆様方の敷地内にて、境界付近の掘削等の作業の必要性が生じた際は、必要最小限の範囲内で立ち入りさせて頂く場合がございますので、ご協力をお願いします。

立会い時には、土地に関する関係図面、資料等をお持ちでしたらご持参下さるよう、お願い致します。また、印鑑(認印)をご持参頂ければ幸いです。



内海雅文土地家屋調査士事務所

## こんな場合でも立会をお願いしております。

既に境界標が埋設されており、ブロック等で囲まれ明確になっている。  
当事者間で、境界協議書等を取り交わしている。  
以前にも、立会により確認をおこなっている。(測量をしている)  
所有者が遠方に住んでいる。  
土地の管理を他人に委託している。(管理者の立会をお願いします。)

代理人を立てて、境界確認(立会)を行う際は、委任状をお願いすることがございます。



委任状

## 立会を行うと？

境界に対するトラブルを未然に防ぐことができます。  
境界の現状を確認する事ができます。

境界の確認は、貴方の財産を守るうえでとても大切なことです。境界確認には、是非とも立会いに協力を下さいますよう、お願い致します。

## 立会の内容は？ (どのような事をするのか)

現地にて、所有者より境界に関する事情を聴き、誤りがないかの確認をします。  
確認後、立会証明書に署名・押印のご協力を、お願いしております。

立会について、ご不明な点などございましたら、当事務所までお気軽にお電話ください。  
また、ホームページにて立会に関するよくある質問や、関係内容をご紹介します。



ホームページ

<http://utsumi-sokuryo.com>



立会に関する事項

<http://utsumi-sokuryo.com/tachiai.htm>

## 連絡先

〒251-0042

藤沢市辻堂新町二丁目3番13号  
内海測量建築設計事務所

(内海雅文土地家屋調査士事務所)

TEL 0466-36-5786 FAX 33-0607

<http://utsumi-sokuryo.com>

## 業務時間

月～金曜	8時30分	から	18時まで
土曜	8時30分	から	17時まで
休日	第2、4土曜・日曜・祝日他		



内海雅文土地家屋調査士事務所